

甲府市ふるさと納税事務支援業務委託プロポーザルに係る質問書に対する回答

| No. | 該当資料 | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|---|---|
| 1   | 実施要領 | 企画提案書の書式ですが、Word、Excel、PowerPointに限る理由を教えてください。また、提出した提案書を編集する可能性はありますか？    | 本市が使用しているPCの仕様によりマイクロソフトオフィス以外の書式が使用できないものとなっているため、所定の書式を使用してください。また、提出された提案書につきましては、編集を致しません。                        |
| 2   | 実施要領 | 参加要件は、共同事業体で提案する場合、すべての構成員がすべての項目を満たす必要がありますでしょうか。                          | 実施要領の参加資格要件につきましては、全ての項目を満たすことが原則となりますが、共同企業体において、甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者については、この限りでなく、代表事業者が資格を有していることを原則としております。 |
| 3   | 実施要領 | 本項目には、「両面」と記載が御座いますが、「提出書類作成上の留意事項」には「片面」で作成するよう指示があるかと存じます。どちらが正しいものでしょうか。 | 提出書類様式1～5につきましては、片面で、提案書の内容につきましては両面で記載してください。  |
| 4   | 実施要領 | A3用紙を横折込する際には、提案書一枚としてカウントをするものとなりますでしょうか。                                  | お見込みのとおりです。   |
| 5   | 実施要領 | 見積もりに関して上限額などを設けておりましたらご教示いただけますでしょうか。                                      | 参考見積書には上限額を設けておりません。  |
| 6   | 実施要領 | 共同事業体での提案を検討しておりますが、代表事業者以外のプレゼンテーション同席は認められますか。                            | 参加人数3名まで以外に制限を設けておりませんが、代表事業者がプレゼンテーションを行うことが望ましいです。  |
| 7   | 仕様書  | 郵便料については発注者負担となっておりますが、封筒は甲府市のものを御支給いただけるのでしょうか？封筒代・用紙代も発注者負担でしょうか？         | 封筒代・用紙代も発注者負担となります。   |

|    |           |  |   |
|----|-----------|--|---|
| 8  | 仕様書       | 三越伊勢丹ふるさと納税に関しても他媒体と同様に委託の範囲内という認識でよろしいでしょうか。  | 対象外となります。   |
| 9  | 仕様書       | さとふるを経由した寄附データの連携業務においてはさとふるが取り決めるルールにより市側での抽出作業が必要となりますが、市にご担当いただくという認識でよろしいでしょうか。また、発注などのその他のさとふるにおける業務においても多媒体同様に委託の範囲内という認識でよろしいでしょうか。 | 「さとふる」に関しまして、市側が行うデータ連携などは市側で行います。また、返礼品発注などに関しては、現在対象外であるものの、今後、他サイト同様の委託範囲を想定しております。従いまして、委託範囲の提案をお願いします。 |
| 10 | 仕様書       | こちらに記載のある振込手数料は、見積書に含めるべきでしょうか。  | 参考見積書には含めません。   |
| 11 | 提案記載項目等一覧 | 広告費は別途で予算をいただけるのでしょうか？   | 提案記載項目一覧の7に記載されている広告などプロモーションにつきましては、委託料の範囲内で行う広告などのプロモーションを想定しており、別途ではありません。                               |
| 12 | その他       | 現在返礼品を提供している事業者数をご教示いただけますでしょうか。   | 令和5年5月末日現在229社になります。  |
| 13 | その他       | 提出書類様式1～3に関しては、共同事業体による提案の場合、全構成員分の提出が必要でしょうか。   | 提出書類様式1～3につきましては、1事業者1提案であることから、共同企業体においては代表事業者のみの提出となります。  |
| 14 | その他       | 提出書類様式1～3に関しては、共同事業体として、印鑑を所有していない場合、代表企業の押印でよろしいでしょうか。その場合、法人名には代表企業名を記載すべきでしょうか。   | 上記質問回答項目13のとおり、代表事業者の押印が原則となります。  |